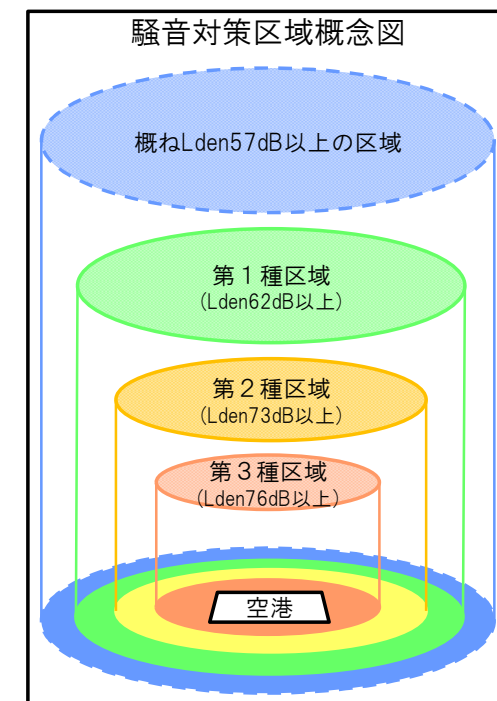
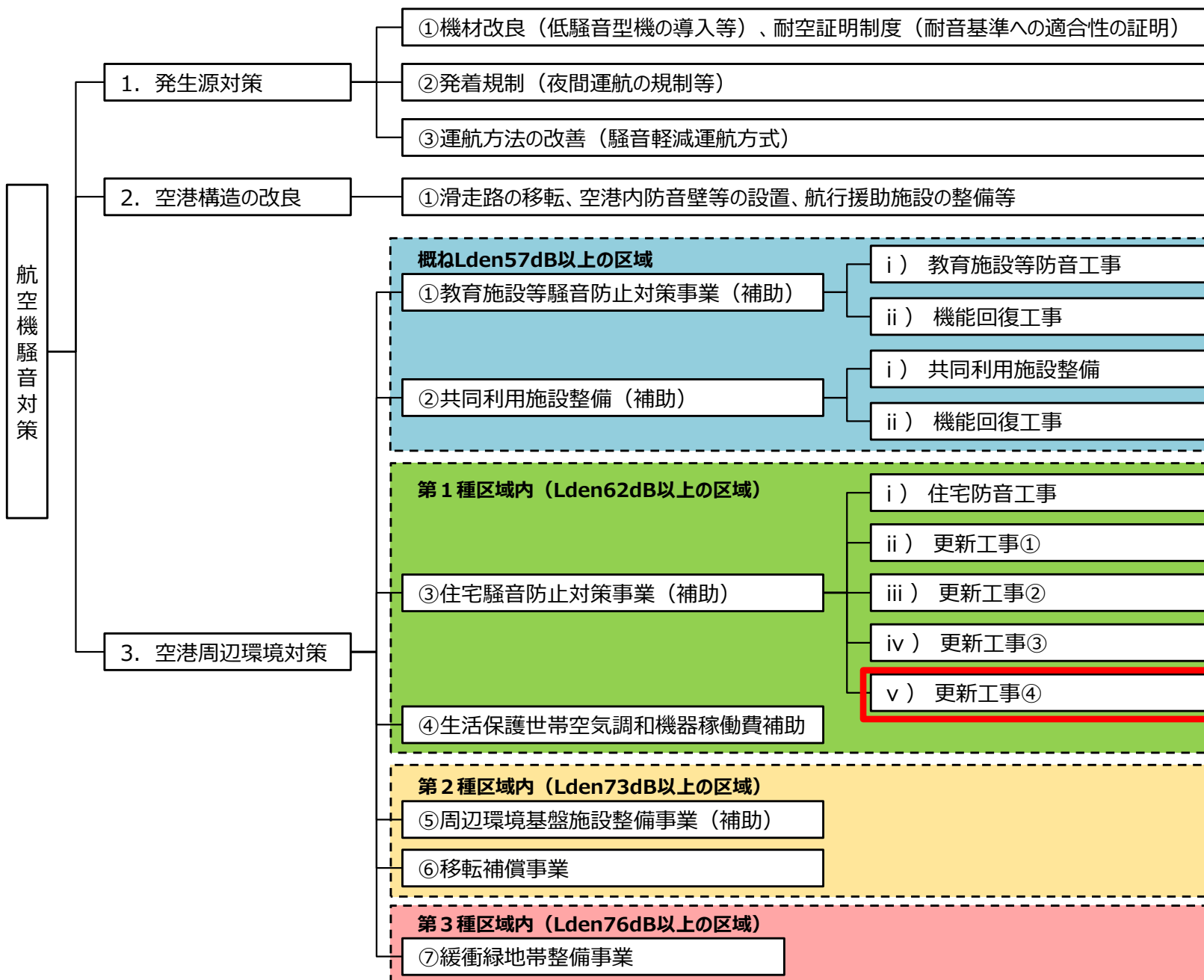


第 1 回 住宅騒音防止対策補助制度に係る検討委員会 「住宅防音工事補助制度の現状」

日時：令和8年10月5日

【現状①】航空機騒音対策体系図



【現状②】住宅騒音防止対策事業の経緯

住宅騒音防止対策事業の経緯

(制度創設：昭和49年(1974年))

ジェット旅客機の急増に伴う航空機騒音による公害問題が深刻化してきた昭和42年8月に「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(以下、「騒音防止法」)が制定された。この法律は、公共用飛行場の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止、航空機の離着陸の頻繁な実施により生ずる損失の補償など、必要な措置を定めることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的として制定され、この法に基づき、特定飛行場の周辺における環境対策事業が開始された。

昭和48年12月には公害対策基本法に基づいて「航空機騒音に係る環境基準」が制定され、①航空機騒音をW E C P N L 75(住居専用地域は70)以下(※)にすること、②達成期間は原則として5年または10年以内とする等の環境基準が告示された。

※現在の基準値はL d e n 62デシベル(住居専用地域は57デシベル)以下

この屋外環境基準を達成することが困難と考えられる地域については、屋内において環境基準を保持する必要があると考えられることから、昭和49年3月に、騒音防止法の一部改正が行われ、教育施設等に限定していた防音工事助成を一般住宅まで拡大することとなった。

また、防音工事に伴い設置した空気調和機器(冷暖房機・換気装置等)で設置後10年以上経過し、所要の機能が失われたものについては、その更新について、その費用の一部を補助している。

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律

(住宅の騒音防止工事の助成)

第8条の2

特定飛行場の設置者は、政令で定めるところにより航空機の騒音により生ずる障害が著しいと認めて国土交通大臣が指定する特定飛行場の周辺の区域(「第一種区域」という。)に当該指定の際現に所在する住宅(人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。)について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者が航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を取るものとする。

【現状③】住宅防音工事補助の概要（1 / 2）

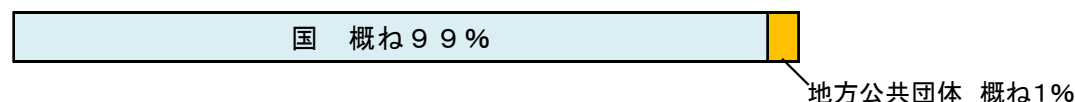
住宅防音工事補助

第一種区域に当該指定の際、現に所在する住宅について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者が、航空機の騒音による障害の防止又は軽減するため住宅防音工事を行うときは、その工事に關し補助する。

また、防音工事に伴い設置した空気調和機器（冷暖房機・換気装置等）で設置後10年以上経過し、かつ故障と認められたものについては、その更新について、その費用の一部を補助する。

なお、福岡空港において、本事業は独立行政法人空港周辺整備機構の業務として実施している。（騒防法第28条）

- 対象区域： 第一種区域内（ $L_{den} 62 \text{ dB}$ 以上）
- 補助金の流れ： 国 → 地方公共団体 → 住民等
国 + 地方公共団体 → 空港周辺整備機構 → 住民等（福岡空港）
- 補助率： 住宅防音工事



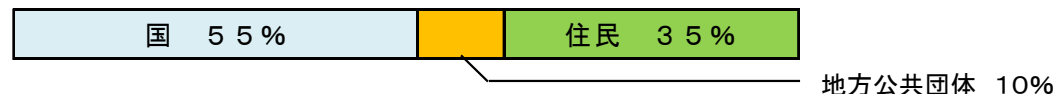
告示日後住宅防音工事(※1)

- ・防音工事部分（空気調和機器を除く）は、住宅防音工事に準ずる
- ・空気調和機器は、更新工事①に準ずる

更新工事①(※2)

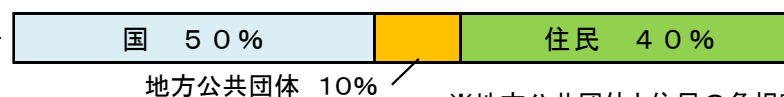


更新工事②又は告示日後更新工事①(※3)



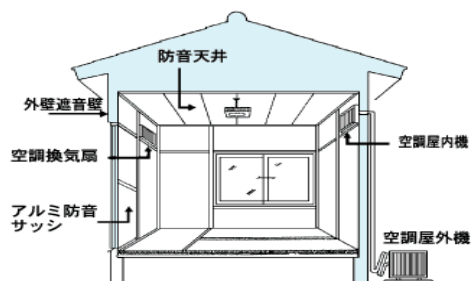
更新工事③又は告示日後更新工事②(※4)

更新工事④又は告示日後更新工事③(※5)



※地方公共団体と住民の負担割合は、各団体の定めによる

民家防音工事の施工例



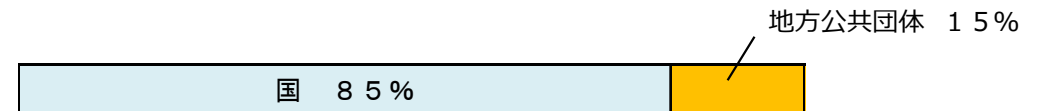
- ※1：第一種区域の最近の告示日以前に、それまでの告示の第一種区域の範囲内に建築された住宅であって、従前の区域指定の告示日後に建築されたものについては特例的に住宅防音工事の補助を行うもの
- ※2：防音工事により設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事
- ※3：更新工事①により設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事
また、告示日後防音工事に設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事
- ※4：更新工事②により設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事
また、告示日後更新工事①により設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事
- ※5：更新工事③により設置された空気調和機器及び、単身世帯において更新工事②により設置された冷房機器又は暖房機で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事
また、告示日後更新工事②により設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事

【現状③】住宅防音工事補助の概要（2 / 2）

住宅防音工事補助

○ 補 助 率：（生活保護等世帯）

更新工事①(※2)



更新工事②③④又は告示日後更新工事①②③(※3)(※4)(※5)



※2：防音工事により設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事

※3：更新工事①により設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事

また、告示日後防音工事に設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事

※4：更新工事②により設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事

また、告示日後更新工事①により設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事

※5：更新工事③により設置された空気調和機器及び、単身世帯において更新工事②により設置された冷房機器又は暖房機で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事

また、告示日後更新工事②により設置された空気調和機器で、設置後10年以上経過し、かつ所要の機能が失われている場合の更新工事

生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助

生活保護等世帯を対象に、騒防法第8条の2の規定（住宅の騒音防止工事）により国の補助を受けて設置された空気調和機器（冷房機及び冷暖房機器に限る。）の稼働費（電力量料金）について、補助金を交付している。

○ 対 象 区 域： 第一種区域内（Lden 62 dB以上）

○ 補助金の流れ： 国 → 地方公共団体 → 住民

○ 補 助 額： 航空局長が定める算定方式（※6）により算定した額

補助金の交付の対象となる月 7月～10月（4ヶ月間） ※沖縄地域は6月から12月（7ヶ月間）

原則として一世帯当たり10,200円（7月～10月分の合計）を上限とする。

※沖縄地域は、23,800円（6月～12月分の合計）を上限とする。

※6：生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金交付要綱（平成元年空環第133号）

【現状④】住宅防音工事実施率

○住宅防音工事実施率 令和7年度末時点の、防音工事の実績・実施率は、以下のとおり。

上段：空港名 下段：区域縮小	種別	住宅防音工事実績(令和7年度末)		
		対象世帯数	既実施数	実施率(%)
新潟空港 (H24.4.1に区域縮小)	未実施	798	794	99.5%
	告示日後	28	28	100.0%
東京国際空港	未実施	6,785	6,485	95.6%
	告示日後	149	113	75.8%
松山空港 (H23.10.1に区域縮小)	未実施	550	547	99.5%
	告示日後	40	33	82.5%
高知空港 (H24.4.1に区域縮小)	未実施	80	78	97.5%
	告示日後	10	4	40.0%
福岡空港	未実施	34,354	33,497	97.5%
	告示日後	1,476	630	42.7%
大分空港 (H25.4.1に区域縮小)	未実施	8	8	100.0%
	告示日後	0	0	—
宮崎空港 (H24.4.1に区域縮小)	未実施	563	561	99.6%
	告示日後	257	215	83.7%
鹿児島空港 (H25.4.1に区域縮小)	未実施	24	24	100.0%
	告示日後	3	3	100.0%
那覇空港 (H27.5.1に区域拡大)	未実施	2,459	2,071	84.2%
	告示日後	206	145	70.4%
計	未実施	45,621	44,065	96.6%
	告示日後	2,169	1,171	54.0%
	合計	47,790	45,236	94.7%

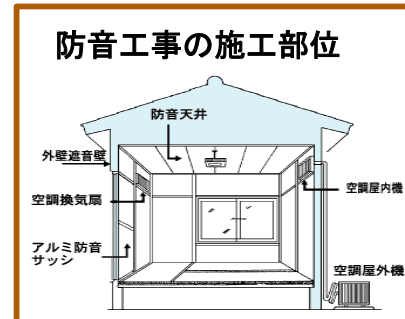
※対象世帯数は概数

○住宅防音工事実施例

○壁・天井の改造(内外装材による吸音)
防音壁 壁内部に吸音材(グラスウール)施工



防音天井 天井裏に吸音材(グラスウール)施工



○防音建具の取付(防音サッシによる遮音)
防音サッシ



○空気調和機器の設置(換気、温度保持、除湿)
エアコン 換気扇 吸排気口

